

「会津若松市消防団のあり方に関する
検討委員会」報告書

～団員の負担軽減と効率的な組織運営について～

令和4年3月25日

会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会

<目 次>

第1章 消防団を取り巻く状況と策定の目的

- 1 消防団の組織 P1
- 2 消防団車両等と各屯所の配備数 P1
- 3 団員の現状 P2

第2章 消防団が抱える課題 P3

第3章 消防団の消防力維持と組織力強化に向けた施策 P4

- 1 団員報酬の見直し P5
- 2 行事・訓練内容の見直し P6
- 3 出動・活動方法の見直し P7
- 4 消防団に対する理解の促進（広報・PR） P8
- 5 分団内における班の再編 P9
- 6 団員定数に関する条例の見直し P10
- 7 設備の充実及び再編 P11
- 8 機能別消防団員の充実 P12

○会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会設置要綱 P13

○会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会委員名簿 P15

○会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会の開催経過 P16

はじめに

消防団の活動は、火災の消火活動はもとより大規模災害への備えや行方不明者捜索など活動領域は多岐にわたり、地域の防災力の中核的役割を担う消防団への期待が高まっております。その一方で、全国的に団員数が減少しており、地域防災力の低下に対する危機感が高まっています。

本市においても就業構造の変化に伴い、団員における被雇用者の比率も高まり、夜間・休日の訓練参加などの消防団活動による本業への影響が懸念されており、団員の確保と現役団員の負担軽減が課題となっております。

会津若松市消防団は、平成16年及び平成17年の市町村合併により団員定数が1,400人を超える消防団となり現在に至っています。合併後15年を迎え、団員の処遇改善、班体制のあり方、行事・活動、定数の考え方、資機材の整備等を幅広く検討するため、消防団、消防署、消防協力会及び市で組織する「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会」が設置され、令和2年3月18日に第1回委員会を開催して以来、幹事会を含めこれまで8回の協議を行ってまいりました。

本検討委員会では、消防団が抱える課題を把握するため、各分団に対しヒアリング調査を、団員に対しWebアンケート調査を実施しました。それらの結果を踏まえ、ここに本検討委員会として取り組むべき施策を取りまとめましたので報告します。

本報告書を踏まえ、市及び消防団は、引き続き地域住民や事業者の、より一層の消防団活動への理解を深めつつ、防災関係機関と協力・連携し、消防団機能及び地域防災力を維持していくための対策を講じる必要があります。

令和4年3月
会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会
委員長 福島 啓嗣

第1章 消防団を取り巻く状況と策定の目的

1 消防団の組織

本市消防団は、平成16年11月に旧北会津村、平成17年11月に旧河東町との合併により、4方面隊、19分団からなる団員定数が1,400人を超える消防団となりました。各分団は地域特性を熟知しながら地域を管轄し、地域防災の要として消火活動をはじめとする災害に対し重要な役割を担っております。

| | 定数 (人) | 実団 員数 (人) | 充足率 (%) | 所轄区域 |
|-------|-----------|-----------------|------------|---|
| 本部 | 18 | 16 | 88.9 | |
| 第1方面隊 | 424 | 372 | 87.7 | 鶴城地区、城北地区、行仁地区、城西地区、 謹教地区、町北地区、湊地区、一箕地区、 高野地区 |
| 第2方面隊 | 366 | 328 | 89.6 | 神指地区、門田地区、大戸地区、東山地区 |
| 第3方面隊 | 282 | 275 | 97.5 | 荒井地区、川南地区、舘ノ内地区 |
| 第4方面隊 | 346 | 305 | 88.2 | 日橋地区、八田地区、堂島地区 |
| 計 | 1,436 | 1,296 | 90.3 | |

(令和3年4月1日現在)

2 消防団車両等と各屯所の配備数

(1) 車両等

| 区分 | ポンプ車 | 積載車 | 小型ポンプ | 指揮指令車 | 計 |
|----------------|------|-----|-------|-------|-----|
| 本部 | - | - | - | 3 | 3 |
| 第1方面隊 第1～9分団 | 9 | 14 | 37 | - | 60 |
| 第2方面隊 第10～13分団 | 5 | 6 | 35 | - | 46 |
| 第3方面隊 第14～16分団 | 3 | - | 39 | - | 42 |
| 第4方面隊 第17～19分団 | 3 | 5 | 35 | - | 43 |
| 計 | 20 | 25 | 146 | 3 | 194 |

(令和3年4月1日現在/ 単位：台)

(2) 屯所

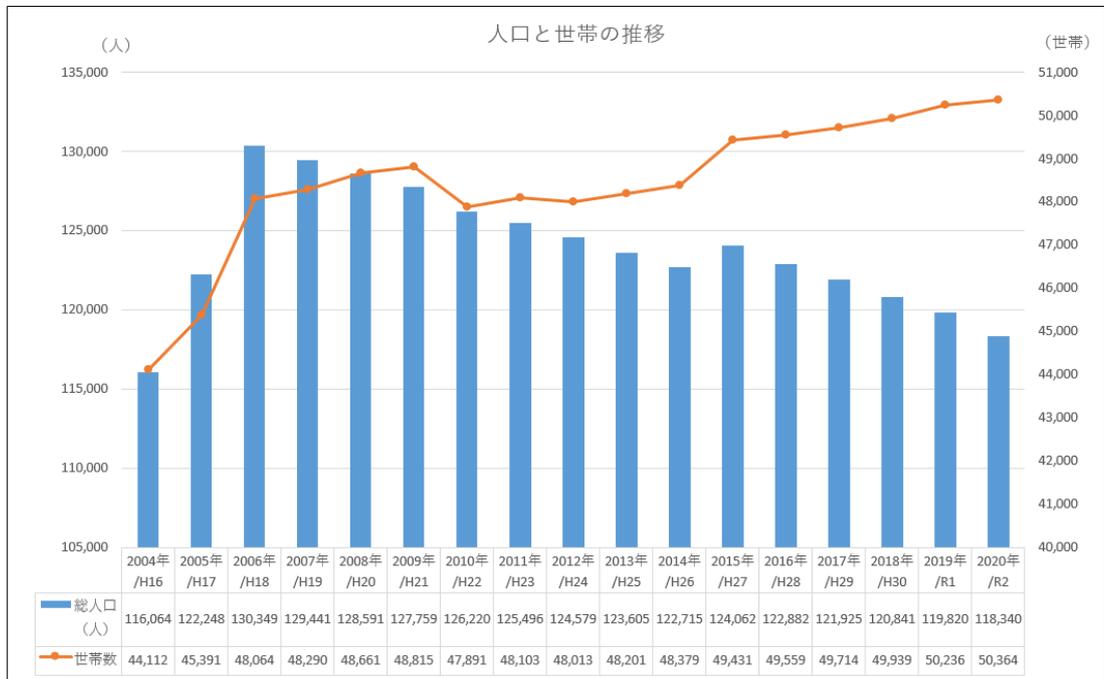
| 区分 | 資産 | 経過年数 | | | | | 計 |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | | 10年未満 | 10年以上 | 20年以上 | 30年以上 | 40年以上 | |
| 第1方面隊 第1～9分団 | 基幹屯所 | - | - | 1 | 8 | - | 9 |
| | 屯所 | 1 | - | 13 | 17 | 6 | 37 |
| 第2方面隊 第10～13分団 | 基幹屯所 | 2 | - | - | 2 | - | 4 |
| | 屯所 | - | - | 9 | 21 | 6 | 36 |
| 第3方面隊 第14～16分団 | 基幹屯所 | - | 1 | - | 2 | - | 3 |
| | 屯所 | - | 5 | 9 | 7 | 18 | 39 |
| 第4方面隊 第17～19分団 | 基幹屯所 | 1 | 1 | 1 | - | - | 3 |
| | 屯所 | 1 | - | 2 | 5 | 26 | 34 |
| 計 | | 5 | 7 | 35 | 62 | 56 | 165 |

(令和3年4月1日現在/ 単位：棟)

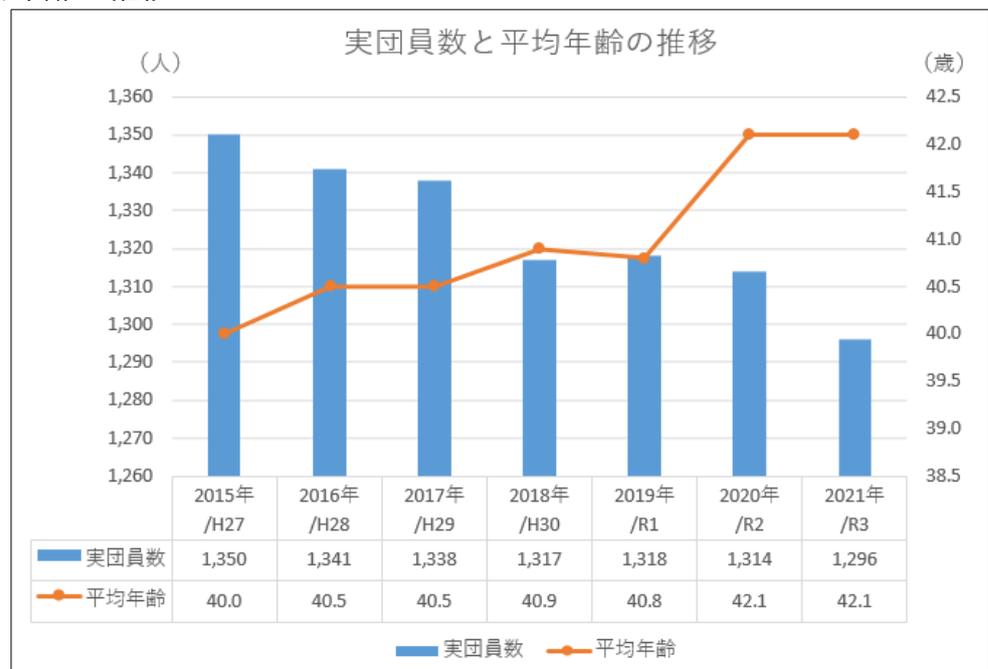
3 団員の現状

全国的に団員数が年々減少する中、本市消防団においても人口減少や若年層の流出などにより団員確保に苦慮する地域も見受けられ、また、就業構造の変化に伴う被雇用者比率（約8割強）の高まりにより、将来的には平日昼間の機動力が不足するといった問題が発生する恐れがあります。

●人口と世帯の推移



●実団員数と平均年齢の推移



そのため、この報告書の策定にあたっては、本市消防団の使命である「市民の生命と財産を守る」ことを今後も継続していくため、現状消防団が抱える課題や将来予想される人口減少に対し、限られた資源の中で「地域防災力」及び「消防団機能」の維持を図るため、実施すべき施策を示すことを目的とします。

第2章 消防団が抱える課題

消防団が抱える課題を把握するため、各分団を対象にした分団ヒアリング及び団員を対象としたWeb アンケートを実施しました。

第1回分団ヒアリングでは、「団員確保に向けた取組」「訓練や行事のあり方」「必要な資機材」等について班長以上の団員から意見を聴取し、第2回分団ヒアリングでは集落単位で班を編成する第6～19分団を対象に、団員確保や班運営をより効率的かつ効果的に行うための適正配置について聞き取りを行いました。対象団員延べ340人中、参加団員延べ245人であり参加率は70.1%でした。

また、団員Webアンケートの主な項目は、「団員としてのやり甲斐」「団員数の減少が進む理由」「団員確保が進まない課題」「団員確保のための効果的な取組」等、10項目について実施し、団員1,156人中、349人の回答が得られ回答率は30.2%でした。

●分団ヒアリング及び団員アンケートから見えてきた課題等

| No | 項目 | 課題や要望 |
|----|-------------|---|
| 1 | 報酬の見直し | ・ 処遇（報酬・出動手当）に魅力がないという意見もあり、特に若手団員のモチベーションが高まるよう処遇の見直しが求められている |
| 2 | 行事・訓練内容の見直し | ・ 被雇用者団員の増加や勤務形態の多様化により行事や訓練に参加できない団員が増えており、団員が参加しやすい内容の検討が必要 ・ 参加負担に見合った、形式的ではなく実践的な訓練への見直しが求められている。特に消防操法大会は団員にとって大きな負担となっており、競技ではなく訓練としての開催の検討が必要 ・ 平成29年の運転免許制度改正（準中型免許の創設）に伴い、現有ポンプ車を運転できない団員に対する免許取得支援制度が必要 |
| 3 | 出動・活動方法の見直し | ・ 被雇用者団員の増加に伴い、日中の火災は常備消防や機能別消防団員（団員OB）に頼らざるを得ない ・ 火災現場における水利確保や消火活動を円滑に行うためには、効率的な出動体制の構築が必要 ・ 団員不足による、設備の維持管理など日常活動の負担増加 |
| 4 | 団員メリット・PR | ・ 消防団の活動に従事することにより、家事、育児や介護等にかかる家族の負担が増えるという懸念と、事業所において勤務中の消防団活動に理解が得にくい現状 ・ 消防団の重要性、必要性が十分理解されておらず、団員が活動しやすくするためには、地域や職場の理解が必要不可欠 |
| 5 | 班の再編 | ・ 団員が不足する中で、従来通りの班運営が困難になっており、集落単位での班編成から範囲を拡大し、団員が活動しやすい環境を整えることが求められている ・ 学校区と自治会区とが異なる区域の見直しについても検討が必要 |
| 6 | 定数の見直し | ・ 人口減少や就業構造の変化によって入団が見込める若年層の減少は、もはや避けられない現状であり、団員確保が困難になっている |
| 7 | 設備の再編 | ・ 老朽化した屯所や小型ポンプの維持管理における団員の負担増加などが危惧され、団員が活動しやすいよう設備の再編が必要 ・ 準中型免許創設に伴い現有ポンプ車が運転できない団員もおり、将来の消防力の低下を招かぬよう導入車両の仕様について十分検討が必要 |
| 8 | 機能別消防団員の充実 | ・ 団員の被雇用者率の増加により日中出動可能な団員の確保が難しくなっており、さらには入団者が少ないことによる現役の団員への負担が増加している |

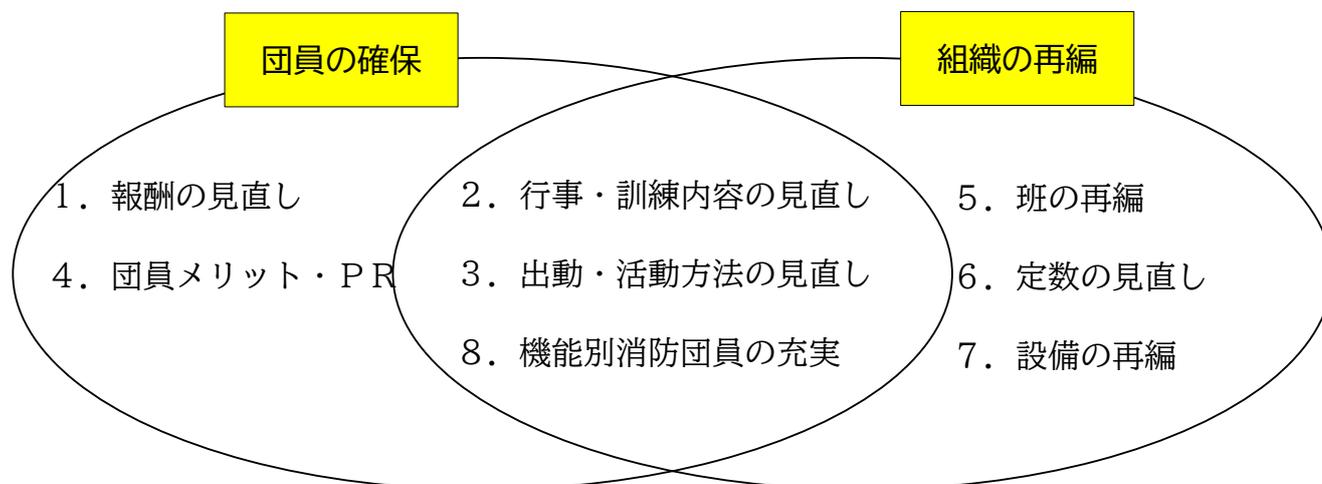
第3章 消防団の消防力維持と組織力強化に向けた施策

団員アンケート及び分団ヒアリングを通して見えてきた課題を踏まえ、地域防災力の中核的役割を担う消防団として、多岐にわたる任務を今後も持続して担っていくための施策について検討を進めていきます。

●あり方検討の施策体系のイメージ

【団員の確保】地域や事業所、常備消防と連携し「地域防災力」を維持

【組織の再編】限られた人員と資機材を活用し「消防団機能」を維持



| No | 項目 | 施策の方向性 |
|----|-------------|--|
| 1 | 報酬の見直し | ・団員の処遇の改善を図るため見直しを行う |
| 2 | 行事・訓練内容の見直し | ・行事や訓練の開催時期や内容等を見直し、団員の負担軽減と参加しやすい実施内容に改める必要がある。また、団員の資質を高める訓練内容への見直しを図る |
| 3 | 出動・活動方法の見直し | ・火災発生時における消防団と常備消防との連携強化及び組織再編による日常活動の効率化を図る |
| 4 | 団員メリット・PR | ・消防団の魅力アップとイメージアップ及び事業所・地域との理解と協力体制の構築を図る |
| 5 | 班の再編 | ・広域化による団員確保を行い、余裕のある班運営を図るため班の統合再編を目指す |
| 6 | 定数の見直し | ・実情に応じた定数の見直しを図る |
| 7 | 設備の再編 | ・班の再編に伴う軽積載車の配備による出動の迅速化や、屯所や小型ポンプ等の集約による維持や管理の負担軽減を図る |
| 8 | 機能別消防団員の充実 | ・機能別消防団員の充実及び拡充を図り、特に、日中に出動可能な団員の確保に取り組む |

1. 団員報酬の見直し

団員の処遇の改善を図るため、国において令和3年4月に「非常勤消防団員の報酬等の基準」が策定され、出動報酬の創設、年額報酬及び出動報酬の基準、報酬等の団員個人への直接支給の徹底等について示されたことも重く受け止める必要があると考えます。

(1) 報酬等の見直し

本市の報酬等の額は、県内の水準ではおおよそ平均的な額ではありますが、団員の処遇の改善を図るため、国が策定した「非常勤消防団員の報酬等の基準」に基づき、年額報酬及び出動報酬の見直しを行うことを提言します。

年額報酬については額を引き上げることにより、若手団員のモチベーションを高め、団員が誇りと責任を持って活動できる契機になると考えられます。

また、出動報酬については、消防団本部等と協議を重ね、各活動の内容や出勤時間等について定めるものとし、団員の不公平感が発生しないよう見直しを図っていくことが必要です。

(2) 報酬等の支払方法の見直し

現在、本市消防団における団員報酬等の受領に関しては、全ての分団において、各団員から委任状の提出を受けたうえで分団が一括して受け取り、分団から各班を通じて各団員へ支給しています。

しかしながら、団員報酬は、個人への支給を厳格に行う観点からも、国で策定した基準に基づき報酬等は団員個人へ直接支給するよう提言します。

これらの運用にあたっては、団本部から分団長をはじめとする各団員に対し十分な説明を行う必要があります。

2. 行事・訓練内容の見直し

(1) 団員の負担軽減

従来どおり開催してきた式典や大会は、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、規模縮小や中止を余儀なくされました。しかしながら、団員一人ひとりが感染症対策を行いつつ必要とされる式典や訓練を実施してきたところ、規律や指揮に影響はなく、災害に備えた体制も不足していないものと考えます。

今後も、持続可能な消防団運営を図るため、消防活動をはじめ仕事や家事、育児、介護、地域活動等で多忙な団員にとって、これからの行事・訓練が負担とならないよう見直しを図ります。

- ①過密するスケジュールの見直し（実施時期や内容の変更、廃止など）
- ②団員の安全と消防技術を高められるよう各種訓練や行事内容の見直し
- ③各種式典の時間短縮や簡略化

(2) 団員の資質を高める訓練の実施

消防団は、火災予防・消火・救助・自主防災組織等に対する指導など、幅広い消防防災活動にあたるとともに、地域におけるリーダーシップがとれるよう、その知識や技能の向上が不可欠です。そのため、各種研修会や消防学校への入校、消防署からのアドバイスを受けるなど団員が研修を受けやすい環境を整えます。

- ①消火活動における基本活動と対応策
- ②発災時における救助活動・避難誘導
- ③各地域の特性に応じた災害対応訓練（分団ごと）
- ④準中型免許の取得支援

3. 出動・活動方法の見直し

(1) 火災発生時における消防団と常備消防の連携強化

従来の消防団の役割は消火活動のイメージが強いものの、常備消防の迅速化や団員の被雇用者の増加等が進む現状においては、かつてのように火災発生において自分たちで消火するのではなく、消防団としての消火活動は常備消防の補助的役割（残火処理等）を担うという考え方も、今後は必要になってくるものと考えられます。

また、火災発生時の出動において、効率的な出動体制の構築が必要となります。具体的には、初動体制(第1出動)や被害拡大が予想される場合の増援(第2出動)体制を構築するとともに、大規模な災害等においては、隣接する分団や方面隊による協力連携ができる体制を確立し、消防力の維持に努めます。

(2) 組織再編に伴う日常活動の負担軽減

各集落に設置されている屯所については、昭和56年以前の旧建築基準法の基準で整備されたものが多数存在し、小型ポンプ及びリヤカーについても使用年数が年々長くなる傾向にあり老朽化が進んでいます。

このため、班の再編に伴い屯所や小型ポンプ等が集約されることにより、これまで少人数の団員で管理していた負担が軽減され、さらには班の広域化に対応した軽積載車の導入により、夜警・広報活動においても従来より効率的に行うことが可能となります。

- ① 屯所及び小型ポンプ等の集約化
- ② 軽積載車の導入

(3) 休団制度の導入

団員が長期出張、育児や介護などの理由により、長期間、活動に参加することができない場合を想定し、団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度の導入を提言します。これにより一時的な理由で退団することがないように、消防団の活動に参加しやすい環境づくりを目指します。

4. 消防団に対する理解の促進（広報・PR）

(1) 消防団の魅力向上

団員アンケート及び分団ヒアリングでは、団員や家族へのメリット充実やその啓発についての意見もありました。消防団入団への魅力向上や消防団及び消防団をサポートする事業所をPRすることによってお互いのイメージアップも期待できると考えます。

さらに、団員が地域から応援されていると実感し、さらに消防団活動へのモチベーション向上や消防団入団のきっかけにつなげる取組が必要です。

- ①市内事業所において団員等に優遇措置を提供していただく「「がんばれ！会津若松市消防団員」サポート事業」への参画依頼と周知
- ②県の消防団応援プロジェクト「ふくしま消防団サポート企業」への参画依頼と周知

(2) 事業所の理解と協力体制の構築

現在実施している消防団協力事業所表示制度の更なる普及を図るため、協力事業所に対し現在以上の優遇措置を提供できるか検討を進め、協力事業所の増加に取り組むことを提言します。

また、被雇用者である団員が、消防団活動に積極的に参加できる環境づくりが必要です。

- ①団員を雇用する事業所に対し、訪問や文書等で協力依頼
- ②団員を一定数雇用する事業所を表彰するような仕組み

(3) 地域住民への周知活動と協力体制の構築

地域や職場において消防団活動への理解をより広めるため、多くの住民に消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うことを提言します。

また、市総合防災訓練をはじめ各種訓練を通じ地域の自主防災組織等との連携・協力体制の強化を図ることも必要です。

- ①市政だよりや市ホームページなど市公式広報媒体の活用
- ②その他（新聞、マスコミ、ポスター等）の広報媒体での情報発信
- ③各地区の町内会や自主防災組織などと意思疎通を図り、平時からの連携強化

(4) 会津若松市消防協力会との連携

市消防協力会は「市民総消防の実を図るとともに、消防団を後援助成し、市民生活の安定と福祉の増進に資することを目的」として活動されており、各地区の町内会や賛助会員である各事業所をはじめ消防団OBの方々によって組織されています。その市消防協力会を通じた地域住民への周知活動に取り組むことにより、消防団活動や消防団の必要性について理解を深めていただくことが必要と考えます。

5. 分団内における班の再編

(1) 班の再編

現在の消防団組織は、市街地を中心とする第1分団から第5分団、市街地中心部を除き田園地帯や山間部も含まれる第6分団から第19分団と大きく区分することができ、分団の運営方法も異なります。

なかでも第6分団から第19分団においては、集落を中心とした班が編成されており、団員の成り手不足が進行する中、山間部に限らず平坦部においても団員の確保に苦慮する班や、少人数でポンプ等の維持管理を行うなど団員への負担も増加しております。

そのため、従来どおりの「集落中心の班編成」を見直し、広域化による団員確保と余裕のある班運営を目指すため、各分団内を3つから4つ程度の括りとした単位への再編を行うことが必要です。

(2) 基本人数の考え方について

現在、多くの分団・班で団員確保が困難になっています。その一方で、災害活動が長時間に渡る場合には団員の安全を確保するために交替できる体制が必要です。

そのため、班再編に伴い現在の集落単位から、より広い範囲で団員を確保する考えであり、団員数の算定については「消防力の整備指針」なども参考にしながら、本市の実情に応じた必要な人数を確保することで消防団組織の維持を目指します。

なお、班再編によって活動範囲が広域化することから、軽積載車を導入するなど、消防団の出動態勢の強化などの措置を検討します。

(3) 将来的な見直しについて

より効率的かつ効果的な団の運営のためには、今後、分団に関する見直しが必要となることから、その時期についても検討する必要があります。

① 分団の再編

② 学校区と自治会区とが異なる所轄の整理

6. 団員定数に関する条例の見直し

会津若松市消防機関設置条例に定める団員の定数は、合併当時の旧市町村定数を引き継ぎ1,436人である一方、令和3年4月1日現在の実団員数は1,296人となっており、条例定数と実団員数との乖離が年々大きくなっています。

また、先日実施した分団ヒアリング及び団員アンケートでは、定数に縛られ退団したくてもできない高齢団員等がいることもわかりました。

このため、全ての分団において現状に合わせた定数への見直しを行います。また、今後の班再編の実施に合わせた定数の見直しも必要であると考えます。

7. 設備の充実及び再編

通報指令システムの強化による常備消防の現場到着までの迅速化や道路整備の充実、各分団のポンプ自動車による相互連携等により、火災時における小型ポンプの稼働は少なくなっている一方で、少ない団員で屯所や小型ポンプの維持管理を行うことが、団員の負担増の一因にもなっています。

このため、班の再編に併せた屯所及び小型ポンプの再編、分団内の広域化に対応した軽積載車の導入を計画的に進めることが必要であると考えます。

(1) 屯所及び小型ポンプ等の再編

現在、屯所及び小型ポンプは集落ごとに設置されておりますが、設備の老朽化とともに団員確保が困難な班が増加しております。

したがって、屯所及び小型ポンプについては、行政財産未登録施設や私有地などの立地状況、使用年数や老朽化具合、火災時における使用状況など総合的に判断し再編を検討していきます。

また、班の再編に際し、使用しない屯所や小型ポンプ等は老朽化具合や使用年数を考慮し原則廃止するものと考えます。

なお、廃止にあたっては地元消防団をはじめ、地域の意見を取り入れながら効率的に行う必要があります。

(2) 軽積載車の導入

小型ポンプが配備されている第6分団から第19分団においては、就業構造の変化により軽トラックを所有する団員が少なくなっており、緊急時の小型ポンプの稼働が困難になっているという意見が多くありました。

そこで、地域との班再編に向けた調整がついたところから、小型ポンプが常時積載された軽積載車を導入し、緊急時の迅速な出動が可能となる状況を整備する必要があります。

また、更新時期を向かえる普通積載車についても、狭隘な箇所での通行を可能とする軽積載車への変更を検討します。

(3) 装備品及び資機材の充実

消防活動を行う上で、必要な装備品を配備しておりますが、分団ヒアリング結果では、安全確保のための装備品（防火衣一式や消防ホースなど）の定期的な更新を望む意見が多くあり、計画的に装備品の充実を図る必要があります。

8. 機能別消防団員の充実

すべての消防活動に従事する団員（基本団員）が年々減少する一方で、被雇用者団員が増加する中、地域における防災力、特に昼間の消防力・災害対応力の低下が懸念されます。

従って、それらを補うためには、団員経験者、消防署の退職者、地元企業の従業員、市職員をはじめとする公務員などを巻き込んだ機能別消防団員の確保に努めるため、制度の拡充とそれに向けた手続きについて検討する必要があります。

例えば、災害時に常備消防や消防団の後方支援として分団単位で活動する「消防OB団員」、消防団活動の広報宣伝や火災予防等の啓発活動に従事する「広報団員」、式典におけるラッパ隊を補佐しラッパ吹奏に限定した「音楽団員」、事業所が持つ人員・車両・機材を災害時に活用できる仕組みとする「事業所団員」などが考えられます。

いずれにしても、地域住民及び事業所の消防団活動への理解と協力が欠かせないことから、相互に協力し合う体制づくりが必要であると考えます。

会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会設置要綱

令和2年2月19日 決裁

(設置)

第1条 会津若松市消防団のあり方に関する必要な検討を行うため、会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その結果を取りまとめる。

- (1) 団員の確保に関すること。
- (2) 消防団の組織及び運営に関すること。
- (3) 消防団の再編成に関すること。
- (4) 会津若松消防署等との連携に関すること。
- (5) その他消防団のあり方等に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は、団長をもって充て、副委員長には、副団長を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会には幹事会を置くことができる。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、委員会に付議すべき事項について、事前に調査・協議する。

4 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

5 幹事長は、総務部本部長を充て、副幹事長は、副団長並びに危機管理課長を充てる。

6 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会及び幹事会の会議は、委員長及び幹事長が必要に応じて招集し、それぞれその議長となる。

2 委員長及び幹事長は、必要に応じて委員会及び幹事会に学識経験者や市役所関係課職員など構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務は、市民部危機管理課が事務局となり行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 職名 | 備考 |
|-----------------------|----|
| 会津若松市消防団長 | |
| 会津若松市消防団副団長 | 4名 |
| 会津若松市消防団第1方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団第2方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団第3方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団第4方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団総務部副本部長（総務部長） | |
| 会津若松消防署長 | |
| 会津若松市消防協力会長 | |
| 会津若松市消防協力会副会長（区長会長） | |
| 会津若松市消防協力会副会長 | |
| 市民部長 | |

別表第2（第5条関係）

| 職名 | 備考 |
|-----------------------|----|
| 会津若松市消防団総務部本部長（副団長） | |
| 会津若松市消防団副団長 | 3名 |
| 会津若松市消防団第1方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団第2方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団第3方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団第4方面隊長（総務部長） | |
| 会津若松市消防団総務部副本部長（総務部長） | |
| 会津若松市婦人消防隊連絡協議会長 | |
| 会津若松消防署副署長 | |
| 危機管理課長 | |

会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会委員名簿

敬称略

| | | |
|------|-----------------------|--------|
| 委員長 | 会津若松市消防団長 | 福島 啓嗣 |
| 副委員長 | 会津若松市消防団副団長 | 皆川 公一 |
| 委員 | 会津若松市消防団副団長 | 芳賀 徳章 |
| | 会津若松市消防団副団長 | 高野 益夫 |
| | 会津若松市消防団副団長 | 五十嵐 敬一 |
| | 会津若松市消防団第1方面隊長（総務部長） | 濱本 武嗣 |
| | 会津若松市消防団第2方面隊長（総務部長） | 田中 充 |
| | 会津若松市消防団第3方面隊長（総務部長） | 長谷川 能正 |
| | 会津若松市消防団第4方面隊長（総務部長） | 加藤 新 |
| | 会津若松市消防団総務部副本部長（総務部長） | 平塚 祐喜 |
| | 会津若松消防署長 | 杉山 英世 |
| | 会津若松市消防協力会長 | 佐藤 恒男 |
| | 会津若松市消防協力会副会長（区長会長） | 渡部 洋子 |
| | 会津若松市消防協力会副会長 | 佐藤 稔 |
| | 市民部長 | 廣瀬 源 |

（以上15名）

会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会の開催経過

| No | 開催日 | 会議名 | 主な内容 |
|----|---------------|----------------------------|---|
| 1 | 令和2年 3月18日 | 市消防団のあり方に関する検討委員会（書面開催） | <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市消防団の現状確認 ・検討方針について |
| 2 | 令和3年 2月17日 | 市消防団のあり方に関する検討委員会及び幹事会合同会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・あり方検討内容について確認 ・今後のスケジュールについて |
| 3 | 4月28日 | 市消防団のあり方に関する幹事会（第1回） | <ul style="list-style-type: none"> ・前回の委員会での指摘事項について ・方面隊ごとの方向性について ・団員アンケート及び分団ヒアリングの実施検討 |
| 4 | 8月24日 | 市消防団のあり方に関する幹事会（第2回） | <ul style="list-style-type: none"> ・団員アンケート及び分団ヒアリングの結果報告 ・分団内の班再編について |
| 5 | 12月13日 | 市消防団のあり方に関する検討委員会（第1回） | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経過報告と今後の方向性 ・団員報酬の見直しについて |
| 6 | 令和4年 2月4日 | 市消防団のあり方に関する幹事会（第3回） | <ul style="list-style-type: none"> ・「会津若松市消防団のあり方に関する検討委員会」報告書（素案）の検討 |
| 7 | 2月15日 | 市消防団のあり方に関する検討委員会（第2回） | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）の確認 |
| 8 | 3月17日 | 市消防団のあり方に関する検討委員会（第3回） | <ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）の最終確認 |